

韓国知的財産ニュース 2013 年 5 月前期

(No. 246)

発行年月日：2013 年 5 月 29 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、5 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

- 2-1 グローバル知財競争力強化に向け在外韓国人専門家の力を集める (5. 1)
- 2-2 貿易委 知的財産権諮問団を拡大改変 (5. 2)
- 2-3 「知財金融」のドキュメンタリーを制作 (5. 2)
- 2-4 創造経済のカギは知的財産権保護 (5. 7)
- 2-5 電子出願「OPEN 特許路」本格的推進 (5. 7)
- 2-6 知財サービス業界 「知的財産ファンド必要」 (5. 7)
- 2-7 韓国特許庁、ジファ電子(株)など職務発明報奨優秀企業として認証 (5. 9)
- 2-8 ソフトウェア企業対象の金融商品が初登場 (5. 9)
- 2-9 信保 知的財産企業に 3000 億ウォン支援 (5. 12)
- 2-10 ETRI 保有の国際標準特許 309 件 価値はなんと? (5. 14)
- 2-11 未来部 知財委などと連携し「知財ファイナンス」構築 (5. 14)
- 2-12 韓国特許庁と韓国医療機器工業協同組合が MOU を締結 (5. 15)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 SK イノベーション 電気自動車バッテリー事業でまた提訴され (5. 3)
- 3-2 [統計で見る知財] 国別における輸出規模比特許紛争件数 (5. 7)
- 3-3 脆弱な中小企業を無差別攻撃! (5. 7)
- 3-4 グーグルはサムスンを支持 (5. 8)
- 3-5 自動車分野の特許攻防 完成車から部品会社に拡大 (5. 8)
- 3-6 ラムバス 証拠を違法破棄 (5. 9)

- 3-7 中堅・中小企業の NPE 対抗戦略は 「集結」 (5.10)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 斬新なデザイン、秘密デザインで出願しましょう (5.9)
- 4-2 「ブランド・デザイン価値向上事業」が成果あげ (5.13)

その他一般

- 5-1 ネパールに暖かい冬を贈る (5.1)
- 5-2 スマートフォンの無線充電、ゾーン時代がやって来る！ (5.2)
- 5-3 筋肉も認識！次世代コントローラー (5.3)
- 5-4 ETRI 特許コーディネーター制度導入 (5.6)
- 5-5 SK テレコム 端末 UI 特許確保に総力 (5.7)
- 5-6 モバイルカード出願が増加 (5.13)
- 5-7 [統計で見る知財] 中小企業の特許出願割合の動き (5.14)
- 5-8 次世代自動車の特許 サムスンと LG が寡占 (5.14)

法律、制度関連

※今号はございません。

関係機関の動き

2-1 グローバル知財競争力強化に在外専門家の力を集める

電子新聞 (2013.5.1)

世界各地に散在している在日韓国人の知的財産専門家が力を合わせ、グローバルネットワークを構築する。韓国の知財ハブ化を実現し、韓国企業と発明家の知財権利保護に取り組む。知財競争力の強化を通じて創造経済時代をけん引する「知財大国 大韓民国」をスローガンとして掲げた。

世界韓人知識財産専門家協会の準備委員会は、在外韓国人の知財専門家の連携とネットワーク構築の基盤になる「世界韓人知識財産専門家協会(WIPA)」を発足し、22日、ソウルにて創立総会を開いた。

WIPAは、世界で活動している韓国人の知財専門家をつなげるネットワーク的なもの

だ。弁理士・特許専門弁理士・企業の知財担当取締役・学者・知財サービス業従事者が参加し、国内外の知財人材交流、世界の知財情報交換、グローバルビジネス創出の架け橋の役割を果たす。

組織委員長を務める元科学技術部イ・サンヒ長官をはじめ、大韓弁理士界の副会長(WIPA 韓国準備委員長)、元在米特許弁理士協会のハム・ユンソク会長(米国準備委員長)、中国朝鮮族知財専門家協会のハン・ミョンソン会長(中国準備委員会)などが主な国家別の在外韓国人知財専門家ネットワークを準備している。

「専門家のネットワークを通じた韓流知財ハブの構築」が WIPA の目標だ。国際特許係争に備え、国別に知財専門家が連合したのだ。海外の知財専門家がお互いの情報共有と人材交流を通じ、特許係争の対応戦略を模索する。WIPA は、国際知財 NGO グループに先んじるという計画を立てた。

「WIPA は、知財大国 大韓民国を実現するための民間組織だ」と準備委員会は説明した。また、「政府と関係機関など、知財関連組織にアドバイスをを行い、世界知財市場において韓国人、そして韓国の存在感を高めたい」と力を込めた。文化・コンテンツの韓流ブームにとどまらず、知財の韓流ブームを作りたいという意気込みだ。また、WIPA は、会員の国際競争力の確保とともに、世界の知財専門家と海外進出した韓国企業をリンクさせ、新たなグローバルビジネスシステムを構築していく構想も立てている。

在外韓国人知財専門家約 200 人が参加する創立総会では、「知識社会における世界的財産専門家ネットワークの重要性」というテーマと基調演説、社団法人の発起人大会、定款の採択、取締役の選出などを行う。今月 23 日には、韓国知識財産センター国際会議場にて WIPA 創立総会に参加した韓国・中国・日本・欧州の知財法律事務所の合同セミナーも開かれる。

イ・サンヒ組織委員長は、「急変する知財市場で‘井の中の蛙’では生き残れない。狭い国土に限られた資源という限界を持つ韓国は、韓国を超え、広大なグローバル市場に進出しなければ成長できない」と述べ、「各国に散在している知財専門家を連携し、専門家同士の連携とネットワークを構築していく考えだ」と説明した。

<クォン・ドンジュン記者>

2-2 貿易委 知的財産権諮問団を拡大改変

電子新聞(2013.5.2)

産業通商資源部の貿易委員会は、国家間の知的財産権侵害が増えている現状に対応するため、「知的財産諮問団」を拡大改変したと 2 日に発表した。

諮問団は、貿易委が 2008 年、特許権侵害などの不公正貿易行為に関する調査と判定のため、外部の専門家で構成された協議体だ。

貿易委は、諮問団の改変を通じ、△電機・電子、△機械・金属、△薬剤・化学・バイオの 3 本に分けられていた技術諮問分野を△電機・電子、△情報通信、△化学、△製薬、

△バイオ、△機械、△土建、△金属の 8 分野に細分化し、「営業秘密」を新たに追加した。

諮問委員の数も従来の 18 人から 31 人に増やした。貿易委は、この日、ソウルで弁理士、弁護士、教授などで構成された諮問委員委嘱式を行った。諮問委員は、分野別に分けて諮問会議、専門調査、制度研究などを行う。

ヒョン・ジョンテク貿易委員長は、「自由貿易化により、国家間、国と地域間の貿易規模が拡大し、知的財産侵害の形態も多様化している。国内産業の保護と公正な貿易秩序の確立のために取り組まなければならない」と強調した。

<イ・ホジュン記者>

2-3 「知財金融」のドキュメンタリーを制作

デジタルタイムズ(2013.5.2)

知的財産を活用した資金調達的重要性を広報するため、ドキュメンタリーが制作される。

先月 30 日、韓国特許庁の関係者は、「知財金融を活性化し、国民にその重要性を紹介するため、ドキュメンタリー形式の映像を制作する計画だ。放送局などを通じて 8 月か 9 月に放送される予定だ」とその内容を紹介した。

知財金融とは、知的財産を中心に行われる様々な知的財産を活用した資金調達方式で、特許を担保にした貸し出し、資産の流動化などが考えられる。パク政権が掲げる創造経済の後ろ盾の役割としてこの知財金融も注目されているのだ。銀行などの金融界では、企業が保有している特許と技術の保証や貸し出しをはじめ、最近では投資も検討している。

韓国特許庁は、その重要性が高まりつつある知財金融を国民に分かりやすく広報する映像を制作した。

知財金融の広報映像は、「知財金融がやってくる」、「知財情報の本当の価値」のタイトルで、それぞれ 30 分前後の 2 部作に構成される。先進国の知財動向の紹介や、技術革新型中小企業の実現のための知財金融政策の重要性を PR する。また、国内外の知財金融の優秀事例なども紹介し、理解を高める方針だ。

韓国特許庁は、8 月、または 9 月に地上波放送やケーブルなどを通じて放送を開始し、ブログ、ユーチューブなどのニュー・メディアを利用した PR も平行して行う計画だ。6 月はじめまでに製作会社を選定し、8 月には制作を完了する計画だ。

<カン・ジンギョ記者>

2-4 創造経済のカギは知的財産権保護

韓国特許庁(2013.5.7)

韓国特許庁は、5 月 6 日の午後 4 時、政府庁舎にて約 300 人の公務員と職員が参加し

た中、国家未来研究院のキム・クァオンドゥ院長を招き、「創造経済と経済民主化」をテーマに国政哲学を聞く特別講義を行った。

今回は、キム・ヨンミン庁長をはじめ、統計庁長、調達長庁、兵務庁長、山林庁長が参加し、国政哲学を共有する場となった。

キム院長は、公演において、創造経済が変化する世界経済において韓国のステータスを固め、「未来世代の新産業」を模索するため必須の選択だと述べ、創造経済の実現には、創造革新ができる環境構築が求められ、それは、経済主体間の調和を追求する「経済民主化」に基づいてこそ可能だとし、「ベンチャ企業のイノベーション」と「大手企業の市場創出力」が相互補完的に働き、相互成長していくことが何よりも大事だと力を込めた。

講演を締めくくるにあたって、最後にキム院長は、創造経済とは「実物資産や金融資産より知的財産の重要性が高い経済体制」だと定義した。

その実現のため、現在、2億2千万件に至る特許技術の提供、アイデアが具体化された発明の迅速な審査サービス、中小企業・ベンチャ企業に対する知的財産経営支援、人材の育成など、創造経済につながる政策及び事業が推進されている。

韓国特許庁行政管理担当のチョン・インシク課長は、「キム院長の講演は、参加した公務員・職員が国政哲学の中核である創造経済の理解を深め、その内容が共有できた意義深い場となった」と感想を述べた。

2-5 電子出願「OPEN 特許路」本格的推進

韓国特許庁(2013.5.7)

韓国特許庁は、「OPEN 特許路の開発事業」に関心のあるソフトウェア開発企業を対象に、提案要請説明会を5月7日に行う予定だ。

韓国特許庁が運営するインターネットホームページ「特許路(<http://patent.go.kr>)」は、特許出願から手数料の納付・証明書の発給・通知書の受信など、特許庁の業務をはじめ、特許情報の照会や管理なども可能だ。

これまでは、ウィンドウズ社のインターネット・エクスプローラー(IE)という特定のウェブブラウザでしか利用できなかった。韓国では、大半のインターネットユーザーがこのIEを利用していましたが、最近ではクロム(Chrome)やサファリ(Safari)などの他のブラウザでアクセスするケースが多くなり、改善が求められていた。

そのため、多様なブラウザに対応できるホームページの開発を「OPEN 特許路の開発事業」を通じて推進する。これまでの閉鎖的な環境をなくし、今年末からは様々なウェブブラウザでも特許路を利用できるようになる。

韓国特許庁情報開発課のナム・ヨンテク会長は、「スマートフォン、タブレット PC など、さらに多様化した環境に対応し、国民が特許電子出願を利用するにおいて不便のないよう、取り組んでいく考えだ」と述べた。

「OPEN 特許路の開発事業」は、「ナラいちば」を通じて入札公告されており、公告

書と企画書などの詳しい情報が確認できる。

2-6 知財サービス業界 「知的財産ファンド必要」

電子新聞(2013.5.7)

韓国特許庁が100億ウォン規模の「知的財産サービスファンド(仮称)」を組むことを決めた。資金繰り能力のない一部の特許事務所と知的財産サービス業界に資金が回ると期待されている。韓国特許庁関係者は、7日、「知財サービス業界が求めてきたファンドに、資金を提供する形で支援を行う案を検討中だ。金融規制問題さえなければ、発売の推進は難しくないだろう」と述べた。

知財サービスファンドは、韓国特許庁・金融界・知財サービス業界が20億～30億ウォンずつ債権の形で投資し、100億ウォンの規模にする方式が議論されている。韓国特許庁の関係者は、「ファンド・オブ・ファンズを利用し、特許庁が20億ウォンほど投資するのは難しくない。韓国ベンチャ投資とファンド資金の投入方法を議論する予定だ」と述べ、「最近知財投資に金融界も関心を示している」と説明した。

産業界は、知財サービス業の主な顧客だ。企業が出願・登録した特許の費用と維持料の管理費を代納する知財サービス業界に投資を行うべきだというのが業界の意見だ。ある知財サービス会社の代表は、「主な顧客となる大手企業が連合債権の形でファンドに組み込まれば、少額の投資で30億ウォン程度はすぐに発売できる。ファンドで貸し出しを受けられるようになり、知財決済サービス会社には大いに役立つだろう」とコメントした。

知財ファンドが議論される理由は、業界の支払い慣行のためだ。知財サービス業界は、後払いプロセスが海外特許出願と管理費の納付を代行する特許法律事務所・特許維持料の納付代行会社の首を絞めていると声をあげる。資本金より多くの資金動員力が求められ、一時的な流動性の危機に陥る事例も多く、見直しが必要だという指摘だ。

ある特許事務所の関係者は、「個人の発明家や中小企業は、海外特許出願の費用を先払いしているため、代行会社も追加の資金が必要ではないが、一部の大手企業が決済を後払いしている。高い利子を払って出願資金を動員せざるを得ない状況だ」と説明した。ほかの維持料納付代行会社の代表は、「大手企業の特許維持料納付事業ですら銀行は信用度を認めてくれない。だから貸し入れが難しい。社員の名義で事業資金の貸し出しを受けているのが普通になっている」と状況を説明した。韓国特許庁のキム・ヨンミン庁長は、「知財サービスファンドの発売に、特許庁が追う財源負担が少なく、また、知財サービス産業を活性化させる良い計画だ。債権の信用度、ファンド導入の規制などのネックとなる事項を検討し、推進していく計画だ」と述べた。

<クォン・ドンジュン記者>

2-7 韓国特許庁、ジャファ電子(株)など職務発明報奨優秀企業として認証

韓国特許庁(2013. 5. 9)

韓国特許庁は、今年初めて施行した中小・中堅企業の「職務発明報奨優秀企業の認証」申請を審議した結果、10企業(申請13社)に対し認証書を発給した。

職務発明報奨優秀企業の申請対象は、△職務発明報奨規定を保有していること△過去2年以内に職務発明報奨の実績があること△中小・中堅企業であることである。審議委員会は提出された書類を基に職務発明報奨規定の体制、報奨実績、規定の合理的運営などを総合的に審査する。

今回、選定された企業は、中堅企業2社、中企業2社、小企業6社であり、地域的にはソウル・京畿5社、大田・忠清3社、釜山、全羅北道で各々1社であった。

認証された企業は、特許の出願又は登録について報奨(出願報奨9件、登録報奨7件)を行っており、1件当たり平均報奨金額は、特許出願は51万6千ウォン(最小10万ウォン、最大117万ウォン)、特許登録40万4千ウォン(最小30万ウォン、最大50万ウォン)と把握された。

優秀企業として認証された企業は、△特許庁の民間IP-R&D連携戦略支援事業、特許技術の戦略的事業化支援事業、地域知的財産創出支援事業、△中小企業庁の技術革新開発事業、商用化技術開発事業、創業成長技術開発事業および製品・工程改善技術開発事業の対象者選定時に加算点を受けることになる。

特許関係者は「認証企業に対し、特許年次登録料の減免、特許などに対する優秀審査対象として指定されるよう関連法改正を推進しており、国家知識財産委員会および関連政府機関(産業部、国土部、雇用部、中小企業庁、農業振興庁など)と共同で認証企業に対するインセンティブを拡大して行く計画だ」と述べた。

2-8 ソフトウェア企業対象の金融商品が初登場

電子新聞(2013. 5. 9)

韓国のソフトウェア企業を対象に支援を行う初の金融商品が発売される。KB国民銀行が韓国ソフトウェア産業協会と連携し、企業の特徴をきめ細かく反映した金融商品をつくり、ソフトウェア企業に貸し出しなどを行う。優秀な技術を保有しているが、資金繰りに苦しんでいる中小ソフトウェア企業の支えになると期待されている。

5日の業界によると、国民銀行は、今月15日、ソフトウェア産業協会と「創造経済・創造金融の実現に向けた業務協約」を結び、早ければ上半期からソフトウェア企業向け金融商品が発売する。今回の協約により、協会は、金融商品を組むために必要なソフトウェア産業の現状、業界の意見などを提供する。両機関は、最近懇談会を開き、ソフトウェア企業の金融支援案を模索し、協力を強化することを決めた。

国民銀行が発売予定の金融商品は、「知的財産権担保貸し出し」、「創造企業クラスター共同貸し出し」、「創造企業の発掘及び育成に向けた特化プログラム」などだ。ソフトウェア企業を中心に情報技術・コンテンツ企業が主な対象になると見込まれている。

知財担保貸し出しは、韓国特許庁に登録された特許権・商標権・デザイン権などの知的財産権を正規の担保として貸し出しを行う商品だ。高い技術力を持っているが、資金が不足している企業を支援するのが目的だ。創造企業クラスター共同貸し出しは、ソフト・コンテンツ・IT企業がクラスターを構成し、相互保証する形で貸し出しができる商品だ。

創造企業の発掘と育成に向けた特化プログラムは、金融と非金融サービスに分けられる。金融サービスは、ベンチャー企業創業投資専門のKBインベストメントと協力し、有望企業を対象に持ち分を投資する方法などを考えている。非金融サービスでは、経営コンサルタント、技術評価手数料の免除などを推進する方針だ。

ソフトウェア産業協会の関係者は、「創造経済、創造金融の活性化のために、ソフトウェア企業を支援すべきだというコンセンサスが形成され、今回協約にいたった。金融商品を作るために必要なソフトウェア業界の意見などを国民銀行に提供する計画だ」と述べた。

<ユ・ソンイル記者>

2-9 信保 知的財産企業に 3000 億ウォン支援

電子新聞(2013. 5. 12)

信用保証基金は、特許権、実用新案権などの知的財産創出を保証するプログラムをスタートする。

「知的財産創出の保証」とは、開発資金から企業独自の R&D 成功課題、産業財産権、政府公認機関からの認証、または移転された技術などの事業化段階で要される事業化資金を保証する金融商品だ。

支援の対象は、革新型中小企業とグリーン成長産業、新成長動力産業、コンテンツ産業、知識基盤業種、鋳造・金型・熱処理産業などの基盤産業を営んでいる企業だ。保証の限度は、開発資金 5 億ウォン、事業化資金 10 億ウォンで、開発から事業化までの全段階にかけて支援するプロジェクトの場合、資金 15 億ウォンまで支援が可能だ。

知的財産創出の保証プログラムの支援規模は 3000 億ウォン水準で、該当企業には、過去の売上高に関係なく、実際に必要な資金を全額支援するなど、特別限度を設ける。保証料率の最大 0.5%ポイント削減や保証割合を最大 100%まで優遇する措置などを取り、企業の金融費用負担を軽減させる。

信保のアン・テクス理事長は、「アイデアを持っているのに事業化資金が不足しているわゆる「死の谷(Death Valley)」に陥っている企業に実質的に役立つと期待している。今回の保証商品を通じて創業・中小企業の高付加価値の知的財産創出活動を積極的に支援することで、創造経済活動をけん引させていくようにする計画だ」と述べた。

<キル・ジェシク記者>

2-10 ETRI 保有の国際標準特許 309 件 価値はなんと？

電子新聞(2013.5.14)



※ETRI 技術料による収入の規模：産業技術研究会参加の政府系研究機関全体の約50% (2011年)

14 日、韓国電子通信研究院(ETRI)が発表した国際標準特許の保有価値を算出した結果、MPEG や Wi-Fi、LTE など、国際標準特許 309 件を保有している ETRI の特許 1 件当たりの価値は、1000 万ドルになるという。

韓国で国際標準特許を最も多く保有しているのはサムスン電子だ。全体の 61% を占める。LG 電子が 26% と 2 位、3 位が ETRI だが、公共機関としては唯一、全体の 9% の 309 件を保有している。

昨年、3G 標準特許がらみで行われた 4 つの多国籍企業との米国における特許侵害訴訟では、全て勝訴を勝ち取った。4400 万ドルのライセンス契約を締結した件を含め、現在まで 16 の会社と 7100 万ドルの契約を締結している。

昨年末までに ETRI が出願、または登録した特許は、韓国で 2 万 9327 件、海外で 1 万 5890 件だ。2011 年の大学・公的研究機関の特許ベースでは 36.3% を占める。また、最近 5 年間、企業に移転した技術は 1786 件におよぶ。

ETRI は、昨年末ベースで、IEEE802.11、MPEG、LTE、RFID など、11 の国際標準特許プールに加入している。その収入額は 118 億ウォンにせまる。

特許生産性にも優れており、海外の 5 つの先進研究機関と比較した特許登録生産性においても研究者 1000 人当たり 1508 件、予算比の特許登録数も 10 億ウォン当たり 4.8 件と、世界 1 位だ。

生産性は、2 位のドイツフラウンホーファーが研究者 1000 人当たり 212 件と、ETRI の 6 分の 1 を僅か上回る水準だ。予算比の特許登録件数 2 位は、日本の AIST で、10 億ウォン当たり 2.2 だ。

ETRI の技術移転による収入は、最近 5 年間 1728 億ウォン程度だ。そのうち海外からの技術料が 36% だ。全体収益の 50% が研究員の補償金として支給されている。

ETRI は、政府系研究機関では初めて、技術株主会社「エトリホールディングス」を

設立し、20の研究所企業を立ち上げた。雇用している知財専門の弁理士だけで8人だ。昨年では、特許関連予算として163億ウォンを投資した。

キム・フンナム院長は、「研究者1人が1年間、世界的な水準のアイデアを1件創出できるよう励ましている。世界の大学・研究所を対象に行われた米国特許評価の結果、2年連続世界1位を獲得したが、それは、ただで得られた成果ではない」と述べた。

一方、ETRIは、15日開かれる第48回発明の日に大統領賞を受賞する。

<パク・ヒボム記者>

2-11 未来部 知財委などと連携し「知財ファイナンス」構築

電子新聞(2013.5.14)

韓国政府は、知的財産の価値を評価・保護できる方策の模索に本腰を入れる。また、年末まで民間専門家と協力し、知財投資や金融などの「知財ファイナンス」活性化策も考える。

未来創造科学部と国家知識財産委員会は、14日、ソウルで「知財価値評価・金融政策協議会」を発足し、「創造経済の実現に向けた知財価値評価・金融現状と課題」について議論を行った。協議会には、未来部・文化体育観光部・産業通商資源部・金融委員会・中小企業庁・特許庁の局長級の公務員と、ベンチャ企業協会・全国銀行連合会・韓国ベンチャキャピタル協会などの産業・金融界の本部長級の高官など18人が出席した。今後、隔月に協議会を開き、「知財ファイナンス」活性化策を模索する。国政課題となっている「知財の創出・保護・活用システムの先進化」の中心的な細部課題の知財価値評価、金融生態系の構築に向けた参加部署の改善策、今後の協議会の議論を通じて、発掘課題有機的に総合する計画だ。

知財価値評価や投資・融資などの知財ファイナンスは、技術の価値評価や技術金融から派生した新たな概念だ。未来部知識財産戦略企画団のコ・ギソク団長は、「リスク管理など、具体的な金融機法などはまだ確立されていない。今回発足する政策協議会で、各部署が施行中か、予定されている事業の情報を共有し、一貫的かつ総合的な視点に立つて議論できる場になるだろう」と期待を示した。

協議会は、効率的な運営のため、知財価値評価・金融専門家で研究チームを構成する。同時多発的な集中研究を通じて政策案を設け、協議会の案件として活用する予定だ。金融界・産業界・法曹界・学会などから専門家が参加し、協議会に想定する案件を事前に検討して政策の妥当性と実行可能性を検証する。

コ団長は、「金融制度担当の金融委員会、知財価値評価担当の産業部・文化部・特許庁、中小・ベンチャ企業担当の中小企業庁、創造経済担当の未来部が足並みを揃えて各領域でそれぞれの役割を果たしていく。一時的な流行ではない持続可能な価値評価と、金融の供給者・需要者の要請に応えた形の合理的な案になるよう、各部署と専門家が議論を重ねていく計画だ」と説明した。

2-12 韓国特許庁と韓国医療機器工業協同組合が MOU を締結

韓国特許庁(2013. 5. 15)

韓国特許庁と韓国医療機器工業協同組合(以下「医療機器組合」)は、2013年5月14日、医療機器組合にて業務協約を締結し、特許などの知的財産権を利用した先端の医療機器技術 R&D 事業の効率性を強化し、未来の医療機器技術の国家競争力を確保するために共同で協力することで合意した。

韓国特許庁電機電子審査局のキム・ヨンホ局長は、次世代成長産業として注目されている医療機器技術の開発が未来の先端技術となるコア・基盤特許創出戦略に基づいて行われるべきだと強調し、そのために医療機器技術の R&D 事業と知財権の連携に向けた特許情報の活用教育などを支援していくと述べた。

医療機器組合は、今回の業務締結をきっかけに、医療機器技術の開発事業と知財権の連携を強化し、投資の効率性を高めると同時に、医療機器分野の技術革新をリードしていく計画だ。

<特許庁と韓国医療機器工業組合の協力事項>

1. 特許庁の協力事項

- 1)知財-R&D 関連の特許動向、及び中核的かつ有望的な特許分野を提示
- 2)知的財産権紛争関連の情報提供、及び企業の紛争対応を支援
- 3)企業の特許担当者を対象にしたサイバー教育(IP-Academy)の広報
- 4)知財金融、技術取引、及び中小企業の支援政策と優秀事例の広報
- 5)医療機器 R&D 関連事業を行う際の特許業務を支援

2. 韓国医療機器工業協同組合の協力事項

- 1)特許審査に必要な技術情報、及び技術諮問に関する支援
- 2)R&D 事業の計画・評価委員として特許庁審査官の当然職として委嘱
- 3)特許性の確保戦略を確立するための研究課題の企画・発注などを共同で推進
- 4)展示会・コンファレンスなどに特許公報関連を支援
- 5)審査官の現場技術習得プログラムづくり、及び支援

3. 共同の協力事項

- 1)医療機器技術、及び知財権関連の共同・招請セミナーの開催
- 2)両機関が保有している知識の共有・拡大に向けた相互協力

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 SK イノベーション 電気自動車バッテリー事業提訴され

デジタルタイムズ(2013.5.3)

SK イノベーションの電気自動車バッテリーをめぐり、再び特許訴訟が繰り広げられている。関連業界によると、米国の2次電池セパレートメーカー「セルガード」は、先月末、米国ノースカロライナ州西部裁判所にSK イノベーションを相手に電気自動車バッテリーのセパレート特許侵害差し止め仮処分訴訟を提起したという。

これに対し、SK イノベーションは、「まだ訴状を確認していない。訴状を受け取ってから対応策を講じていく方針だ」と述べた。

セルガードが訴訟を提起した技術は、セパレート製造に用いられる無機物コーティング関連の技術だ。セルガードは、SK イノベーションが少なくとも2010年から米国の自動車メーカーや2次電池メーカーに自社の特許技術を利用して作られたセパレートを供給してきたと主張した。

セルガードは、今後、特許技術の使用差し止めをはじめ、これまでの特許侵害による損害の補償を求めているという。

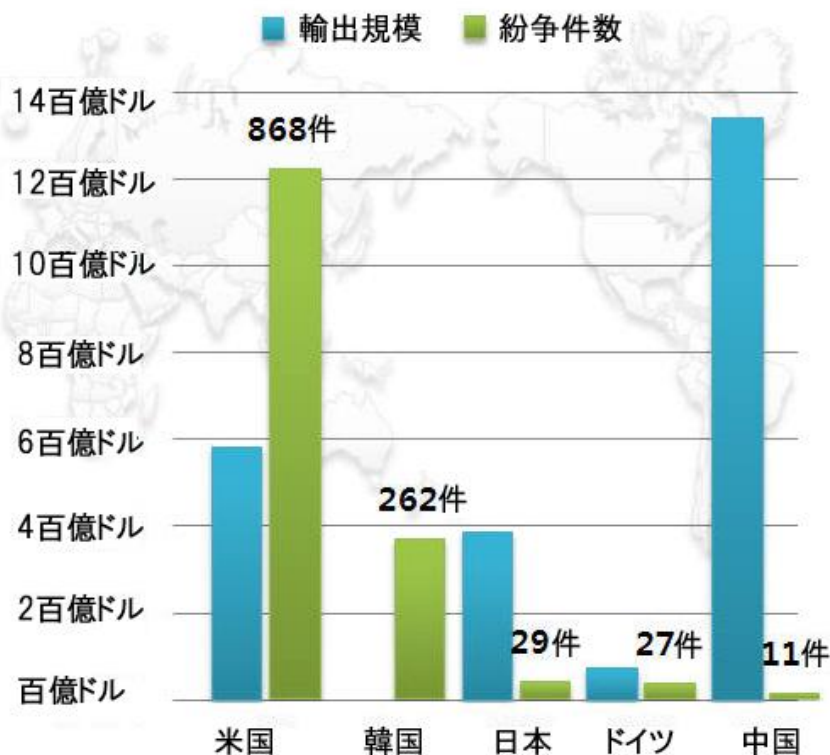
一方、SK イノベーションは、2006年、日本の東燃社が提起したセパレート特許訴訟で勝訴を勝ち取ったが、2011年、LG化学からセパレートコーティング技術関連で提訴され、現在裁判が続いている。

<カン・スンテ記者>

3-2 [統計で見る知財] 国別における輸出規模比の特許紛争件数

電子新聞(2013.5.7)

(※ジェトロ注：内容はありません。図のみとなっております。電子新聞によると、青棒は、韓国からの輸出規模を表し、緑棒は、特許紛争の件数を表しています。)



(2007年～2012年)

<クオン・ドンジュン記者>

3-3 脆弱な中小企業を無差別攻撃！

電子新聞(2013.5.7)

米国に進出した韓国の中堅・中小企業が特許管理会社の「獲物」にされている。特許管理会社は、中堅・中小企業が保有している知的財産権を対象に訴訟を提訴する事例が増えている。

韓国企業が新たな餌食として注目されているのだ。紛争対応力が不足している中堅・中小企業の知財権保護が急がれている。

「廣開土研究所」特許事務所は、6日、「成長している韓国の中堅・中小企業や、米国に進出を計画している企業を対象に特許管理会社の攻撃が急増している。サムスンやLGなどの大手企業だけでなく、中堅・中小企業も特許紛争を回避できない状態だ」とコメントした。

同特許事務所によると、最近5年間韓国の中堅・中小企業が米国に登録した特許のうち、特許管理会社の訴訟の対象となったのは19件だ。そのうち半分以上(11件)が昨年と年初に提訴された。カン・ミンズ代表弁理士は、「最近の特許管理会社の攻撃が中堅・中小企業に拡大している。技術競争力を持った韓国企業の米国市場進出や市場拡大にネックになりかねない」と懸念を示した。

韓国の中堅・中小企業が攻撃的になっているのは、ライセンス契約などを結んで紛争をまとめようとする傾向が強いためだというのが専門家の分析だ。

韓国知識財産保護協会の関係者は、「大手企業は、紛争に対抗する能力があるため、訴訟で対抗する傾向がある。しかし、中小企業は、市場参入をあきらめるか、ライセンス交渉を持ちかけてくる」と説明した。知識財産保護協会が調査した資料によると、売上高 10 億ウォン未満の ICT 企業も特許紛争に悩まされており、半分以上が特許管理会社による裁判だということが確認された。

韓国電子情報通信産業振興会特許支援センターのイム・ホギセンター長は、「電子・ICT 分野の中小企業には、訴訟費用や、特許担当部署・人材に投入できる予算が不足している。特許紛争にもまれている中堅・中小企業の支援が切実に求められている状況だ」と説明した。

特許支援センターによると、売上高 300 億ウォン未満の中堅・中小企業のうち、18.5% が特許専門人材を雇用しており、残りの約 80% の企業は紛争に適切に対応しきれていない。

<中堅・中小企業を対象にした特許専門会社の訴訟件数>

訴訟提起の年度	中堅・中小企業を対象にした NPE の訴訟件数
2008	1
2009	2
2010	2
2011	3
2012	9
2013(第 1 四半期)	2
合計	19

<クォン・ドンジュン記者>

3-4 グーグルはサムスンをサポート

デジタルタイムズ(2013.5.8)

グーグルや HTC などの海外の IT 企業がアップルとサムスンの訴訟と関連し、サムスンを支持する立場を表明した。

8 日、ドイツの特許専門ブログ FOSS PATENTS によると、6 日、グーグルなどが「ギャラクシー・ネクサス」と「ギャラクシー Tab」の販売差止めを審査する米国公訴裁判所に意見書を提出し、「スマートフォンやタブレット PC などのモバイル機器は、数多くの機能が集合されており、些細な特許 1, 2 件を侵害したことで製品そのものを販売差し止めにするのは、厳しすぎる措置だ」と主張したという。

この意見書は、訴訟当事者ではない者、または企業が自発的に裁判所に提出するもの

だ。グーグルと HTC 以外にも、業務用ソフトウェア開発企業の SAP、レナックス OS を配布するレッドヘッド、ウェブホスト会社レックスフェースなどが意見書に名を上げた。3月には、ノキアがアップルを支持する意見書を提出した。

<ソ・ジョンゲン記者>

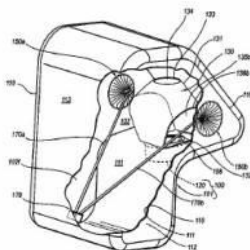
3-5 自動車分野の特許攻防 完成車から部品会社に拡大

電子新聞(2013.5.8)

現代モビスが米国とドイツで提訴されていることが確認された。海外企業の特許攻撃がセットメーカーの現代起亜自動車から部品メーカーにまで拡大している。



<p>(12) United States Patent Rose et al.</p> <p>(54) PRE-FOLDED AIRBAG CUSHION WITH OPTIONAL VENTING FOR OUT-OF-POSITION CONDITIONS</p> <p>(75) Inventors: Larry D. Rose, South Weber, UT (US); Jeffrey D. Williams, Roy, UT (US)</p> <p>(73) Assignee: Autoliv ASP, Inc., Ogden, UT (US)</p> <p>(*) Notice: Subject to any disclaimer, the term of this patent is extended or adjusted under 35 U.S.C. 154(b) by 325 days.</p> <p>(21) Appl. No.: 11/528,265</p> <p>(22) Filed: Sep. 27, 2006</p> <p>(65) Prior Publication Data US 2008/0073891 A1 Mar. 27, 2008</p> <p>(51) Int. Cl. B60R 21/30 (2006.01)</p> <p>(52) U.S. Cl. 280/739; 280/743.2</p> <p>(58) Field of Classification Search 280/743.2, 280/739, 740</p> <p>See application file for complete search history.</p> <p>(56) References Cited U.S. PATENT DOCUMENTS 5,016,913 A 5/1991 Nakajima et al. 5,172,933 A 12/1992 Strasser 5,246,259 A 9/1993 Wolanin et al. 5,280,953 A 1/1994 Wolanin et al. 280/739 5,306,043 A * 4/1994 Mihm et al. 280/732 5,350,188 A 9/1994 Sato 5,405,166 A 4/1995 Rogerson 5,421,607 A 6/1995 Gordon 5,492,363 A 2/1996 Hartmeyer et al. 5,494,314 A 2/1996 Krishna et al. 5,603,526 A 2/1997 Buchanan 5,931,497 A 8/1999 Fischer 6,056,318 A 5/2000 Braunschadel 6,095,557 A 8/2000 Takimoto et al. 6,126,196 A 10/2000 Zimmerman</p>	<p>(10) Patent No.: US 7,614,653 B2</p> <p>(45) Date of Patent: Nov. 10, 2009</p> <p>6,139,048 A 10/2000 Braunschadel 280/728.1 6,183,003 B1 2/2001 Matsubashi et al. 6,206,408 B1 3/2001 Schneider 6,247,726 B1 6/2001 Ryan 6,371,509 B1 4/2002 Eilerbeek et al. 6,398,258 B2 6/2002 Hamada et al. 6,631,921 B1 10/2003 Drossler et al. 6,631,922 B2 10/2003 Hess et al. 280/730.2 6,648,371 B2 11/2003 Vendely et al. 280/739 6,746,045 B2 6/2004 Short et al.</p> <p>(Continued)</p> <p>FOREIGN PATENT DOCUMENTS DE 196 40 322 3/1996</p> <p>(Continued)</p> <p>OTHER PUBLICATIONS Notice of Allowance issued Apr. 2, 2009 in co-pending U.S. Appl. No. 11/295,953.</p> <p>(Continued)</p> <p><i>Primary Examiner</i>—Faye M. Fleming (74) <i>Attorney, Agent, or Firm</i>—Sally J Brown; Stoel Rives LLP</p> <p>(57) ABSTRACT</p> <p>An airbag cushion is disclosed for use in automotive protective systems. The airbag cushion includes at least one closable vent for re-directing gas out of the cushion when an obstruction is encountered. The airbag cushion includes a fold for maintaining the cord in a slack condition.</p> <p>40 Claims, 9 Drawing Sheets</p>
--	---



<オートリブが現代モビスを相手に提出したエアバック特許侵害の訴状>

8日、業界と外国メディアによると、現代モ비스が自動車エアバッグ世界1位のオートリブ(Autoliv)から2件の特許侵害訴訟を提訴された。

オートリブは、3月初め、米国とドイツの裁判所にそれぞれ訴状を提出した。オートリブは、訴状において、現代モ비스が自社特許2件(特許番号7614653、7347450)を侵害したと明示した。訴訟の内容は、「エラントラ(韓国名はアバンテ)」のエアバッククッションのモジュールと関連した技術だ。このモジュールは、エアバックの弾ける力が強すぎて搭乗者に怪我をさせることを防止する役割をする。

これまで、韓国の完成車メーカーが海外に特許訴訟を提訴された事例はあったが、部品メーカーが提訴されたのは、今回が初めてだ。

特許専門家は、通常、自動車関連の特許訴訟が完成車メーカーを相手に行われたことから、今回の訴訟は異例的なことだと分析した。自動車部品に特許問題が生じれば、それを搭載している完成車メーカーに訴訟を提起した方がより多くの和解金を得られるためだ。

そのため、今回の訴訟が和解金を狙ったのではなく、現代モビスの海外直接進出を妨害する工作だという分析が説得力を得ている。

現代車グループの品質経営によって現代モビスの技術力が急伸したため、GMなど、海外の完成車メーカーへの納品が増え、競合会社が牽制のために動いたという説明だ。

今回の訴訟主体が特許専門企業ではなく製造会社だということがこうした説明を裏付ける。現代モビスの海外直接進出が増えるにつれ、こうした関連製造会社による特許訴訟が増えるのは当然のことだ。

現代起亜自動車が2011年から米国で18件の特許訴訟を提訴され、今年で6件が追加された状況で、現代モビスまで特許訴訟の対象となり、現代自動車グループ全体が特許係争中だ。これまで、特許訴訟が集中していたのは米国だが、それが欧州にまで拡大したため、今後の影響に注目が集められている。

ある特許専門家は、「これまでは特許訴訟が多くなかった現代車グループ内に、関連人材が備えられているか疑問になる。今にでも特許人材を強化すべきだ」と述べた。

これに対し、現代モビスの関係者は、「社内検討の結果、エアバック特許は侵害していないことが確認された。特許訴訟を提起されただけに、法的に対応していく考えだ」と説明した。

<キム・ヨンジュン記者>

3-6 ラムバス 証拠を違法破棄

電子新聞(2013.5.9)

SKハイニックスは、9日、米国カリフォルニア州連邦地方裁判所が「自社と特許訴訟を行っているラムバスが違法に証拠を廃棄した」と判示したことを明らかにした。裁判

所は、原審で SK ハイニックスがラムバスに支払う損害賠償額から 2 億 5000 万ドルの減額する決定を下した。

2009 年の原審判決では、SK ハイニックスがラムバスの特許を侵害したという理由により、約 4 億ドルの賠償を命じた。しかし、2011 年の控訴審で連邦高等裁判所は、ラムバスが関連証拠を違法に破棄したとして原審判決を破棄・返戻した。

SK ハイニックスは、ラムバスの違法性を考慮すると、今回の判決は、類似の事例であるラムバス・マイクロン事件に比べて期待に及ばないとして最終判決が出次第、控訴する構えを示している。

ラムバスは、メモリー半導体の特許を多数保有し、2000 年から D ラムメモリー半導体メーカーを相手に特許訴訟を相次いでかけており、「パテント・トロール」と呼ばれている。

<オ・ウンジ記者>

3-7 中堅・中小企業の NPE 対抗戦略は 「集結」

電子新聞(2013.5.10)

特許管理会社による特許訴訟に中堅・中小企業が巻き込まれると、海外市場の進出に大きなネックとなる。大手企業は、訴訟戦略の情報から資金・人手などに余裕があるが、中堅・中小企業の対応力は十分だとはいえない。そのため、特許管理会社の攻撃に支援軍となるシステムの構築が求められている。

インテレクチュアル・ディスカバリー (ID) は、中堅・中小企業向け特許プールを構築、運営している。ID の特許プールは典型的な守り型知的財産モデルで、特許保険に加入して事前に紛争に備える。会員制の特許プールに組み込まれた中堅中小企業は、必要な特許をライセンスの形で利用できる。特定の特許 1 件のため裁判にまでいたる事態を回避でき、訴訟になってもクロスライセンスや交渉などを通じてロイヤルティ費用を最小限に抑えられる方法だ。米国では既に RPX や AST が会員制の守り型知財モデルを構築・運営している。

韓国電子情報通信振興会の特許支援センターは、米国における 10 年間の特許訴訟を分析し、「特許紛争予想モデル」を開発した。紛争の可能性が高い技術を予め確認し、対応戦略を確立・支援するサービスだ。特許紛争が発生したか、紛争可能性が高い分野を特別取り扱う「品目別の特許協議会」を立ち上げ、センターと中堅・中小企業の連合対応を模索する。

特許紛争に共同で対応するため、韓国知識財産保護協会も「企業間の協議体」を構築した。中堅・中小企業が特許訴訟に巻き込まれた場合、被害を最小限にするため相互協力できるネットワークをつくるのが目的だ。情報交換のみならず、ライセンス戦略をとるなどの対応策が講じられる。

海外に進出した企業なら、韓国特許庁・知的財産保護協会・KOTRA が共同で構築し

た「海外知識財産権センター (IP-DESK)」から支援が受けられる。商標出願の手続き・権利の確保・紛争対応などの知財相談と情報を提供している。米国・中国・ベトナム・タイ・インドネシアなどに設けられている。

＜クオン・ドンジュン記者＞

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 斬新なデザイン、秘密デザインで出願しましょう

韓国特許庁(2013.5.9)

流行性の強い斬新なデザインを他人の模倣および盗用から守るために効果のある秘密デザイン出願(請求)が大幅に増えている。

韓国特許庁によると、2012年の一年間に1,124件の秘密デザインが出願され、2011年747件に比べ377件(51%)が増加し、過去最高となった。

(年度別秘密デザイン出願(請求)：添付1)

2012年に秘密デザイン出願(請求)された1,124件を、全体の物品群別に調べてみると、「電気電子および通信機械機具」が326件(29%)で最も多く、続いて「衣服及び身の回り品」が197件(18%)、「織物など基礎製品」が145件(13%)の順であった。また、多出願の順番を調べてみると、「サムスン電子株式会社」が208件(19%)で上位を占め、「株式会社 デアンテックスタイル」が4位(62件、5.5%)であった。

2012年を基準に20件以上の秘密デザインを出願した個人は6名、法人は5社であることが分析され、法人に負けないぐらい個人の秘密デザイン出願制度の利用が活発であることが分かった。

次に、内国民・外国人別には、内国人の出願が1,022件(91%)、外国人出願は102件(9%)で内国人出願が大部分を占めていることが分かった。

このように、秘密デザイン出願(請求)は、特に衣服および身の回り品、織物など基礎製品分野で多く活用されていることが示されたが、これらの業種は流行性が強くライフサイクルが短い業種であるという共通した特徴を持ち、斬新なデザインに対する他人の模倣品登録の防止を考慮しながら実施事業を準備する期間を確保するなど、ライフサイクルの短い商品に対する保護戦略の一環として秘密デザイン出願(請求)を活用しているものと分析された。

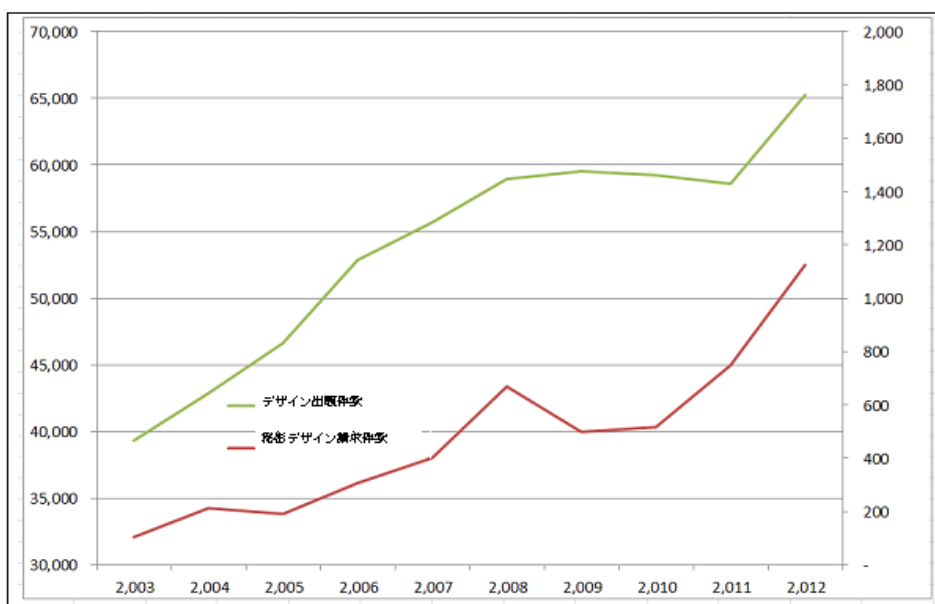
また、最近の電気電子、通信機械などの業種からも分かるように、長期間の開発期間と大規模の投資資金を執行する業種においては、資金確保期間の間に模倣品の流通を防止し、商品を販売できる期間を確保するなど、新商品に対する中長期的な販売および経

営戦略の一環として秘密デザイン制度を積極的に活用しているものと分析された。

特許庁のソン・ビョンジュデザイン第2審査チーム長は「デザインは物品の美的外観を保護するものであるため、他人の模倣および盗用に原則的に脆弱である」と述べ、「特許庁は今後、多くの出願人にデザイン権の効果的な保護のために秘密デザイン制度を積極的に活用できるよう秘密デザイン制度、出願方法、期待効果などに関連して広報を強化して行きたい」と述べた。

【添付】

1. 年度別秘密デザイン出願(請求)状況(2003年—2013年3月現在)



区分	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	'13.3
全体出願件数	39,346	42,879	46,615	52,879	55,662	58,912	59,537	59,204	58,571	65,246	66,446
秘密デザイン出願件数	105	213	192	308	401	668	500	516	747	1,124	300

2. 物品群別、内国・外国人別の秘密デザイン出願(請求)状況(2012年基準)

区分(物品群)	内国人	外国人	合計
A群：製造食品及び嗜好品	4	-	4
B群：衣服および身の回り品	197	-	197
C群：生活用品	62	6	68

D群：住宅設備用品	61	1	62
E群：趣味娯楽用品および運動競技用品	10	2	12
F群：事務用品および販売用品	118	8	126
G群：運輸または運搬機械	4	45	49
J群：電気電子機械機具および通信機械機具	297	29	326
K群：一般機械機具	17	3	20
L群：産業用機械機具	30	7	37
L群：土木建築用品	12	—	12
M群：基礎製品	145	-	145
N群：他群に属さないその他物品	13	-	13
その他物品	52	1	53
計	1,022	102	1,124

4-2 「ブランド・デザイン価値向上事業」が成果あげ

韓国特許庁(2013. 5. 13)

最近では、消費者ニーズの多様化にともない、価格や機能などの伝統的な価値より、特化されたコンセプトやイメージ、デザインなどが消費者の選択を決める要因となっている。

しかし、大半の中小企業は、専門人材や資金、権利化への認識の不足などにより、独自のブランド・デザインを開発することは難しい状況だ。

*ブランド開発時の問題：資金不足 36.1%、専門人材の不足 34.3%

*中小企業のうち、12%のみが独自のデザインを利用しており、活用企業の 68.3%が1億ウォン未満の支出(2011年、知識經濟部「デザイン産業育成総合計画」)

韓国特許庁は、こうした中小企業の現状を解決するため、2010年から「ブランド・デザイン価値向上事業」を推進しており、優秀な成果をあげている。

2012年度の事業により支援を受けた企業の売上高・輸出・雇用者数など、経営成果が大きく改善された。

韓国特許庁の分析の結果、ブランド開発(リニューアルまで含める)の支援を受けた123社のブランド関連の売上高と輸出額は、それぞれ前年比 85.2%、109.7%と急増した。

区分	支援前(2011年)	支援後(2012年)	増加率
ブランド関連の売上高(億ウォン)	244	425	85.2%
ブランド関連の輸出額(億ウォン)	72	151	109.7%

ン)			
商標出願(件)	146	339	132.1%
雇用者数(人)	4,452	4,784	7.4%
知財担当者(人)	72	97	34.7%

売上高と輸出の増加は、ブランドの新規開発とリニューアルを通じて OEM 企業の限界を克服し、企業と製品の一貫性のあるブランド戦略をとったことが背景にあると分析された。

支援を受けた企業の雇用者数の増加とともに知財担当者数も増加し、中小企業に知的財産の重要性を認識させ、関連インフラを構築することにも貢献した。

包装と製品デザイン開発の支援を受けた 150 社の成果も注目される。デザイン出願件数は、前年比 47.2%、知財担当者は 6.6%、売上高は 4.6%増加した。

支援を受けた企業は、「コンサルタント基盤のデザイン開発」を同事業の最も大きな特徴としてあげ、体系的かつ一貫性のあるデザイン開発、活発なマーケティング活動、売上と輸出の拡大などを期待した。

2012 年のモデル事業を通じて初めて支援を受けたデザイン-特許の融合支援の場合、従来の見た目中心のデザイン開発ではなく、デザインの初期段階から技術と連携することで、複合的な知財権の創出と支援企業の満足度を高めたと評価される。

(株)ソドンの場合、デザイン-特許の融合支援を通じてセンシング技術の特許を出願し、現在駆動テストを行っており、2014 年上半期には量産ができると期待され、今後、日本やスイスへの輸出も見込まれている。

特許庁の関係者は、「同事業は、特許庁のできることを活かし、知的財産の創出だけでなく、権利化までをワンストップで支援している。企業も満足を示している」と強調し、事業が始まった(2010 年)以来、自治体と中小企業の需要が増加していることを反映し、予算を増額して支援の規模を拡大するため取り組む予定だと述べた。

*自治体の需要増加の推移(億ウォン):('10) 46 → ('11) 53.5 → ('12) 83.6 → ('13) 91.9

*「ブランド・デザイン価値向上事業」予算の推移(億ウォン):('10) 26→ ('11) 48 → ('12) 56.4→ ('13) 68.8

その他一般

5-1 ネパールに暖かい冬を贈る

韓国特許庁(2013. 5. 1)

韓国特許庁は、特許情報を利用した適正技術開発事業として推進された竹住宅の断熱

効果向上技術を通じ、ネパール住民の住居環境の改善に取り組んでいる。

※適正技術とは、現地にある材料を利用し、安価で作られる簡単で維持しやすい技術

2012年、韓国特許庁と国際NGOのハビタットフォーヒューマニティは、ネパールの平野地域における竹住宅の断熱性能を高められる技術を開発した。この地域は、夏と冬は温度差が激しく、寒さに備えなければ、零下にならない冬にも凍死事故が発生する。

両機関は、安価で使い勝手がよく、環境に優しい藁や土などの周りですぐ手に入れられる材料を利用し、簡単な方法で竹住宅の断熱効果を高める建築技術を開発した。

この技術は、瓦葺の屋根に寒気を抑え込むため、屋根に藁の層を入れる方法を適用し、家の外壁を厚くするため、竹を2度重ね付けしたダブルパネル竹工法で建てた。このような方式を適用した家は、従来の住宅より断熱効果が上がり、夏にはさらに涼しく、冬にはより暖かくなる。

韓国特許庁とハビタットが開発した適正技術は、ネパール適正技術住宅後援キャンペーンとともに知識を伝授する普及事業に意を共にした企業の後援により、現地に7棟の竹住宅を建て、住居環境の改善が求められている住民に普及した。

ネパールハビタットの代表は、「韓国特許庁の適正技術開発支援に感謝を表したい。同庁の取り組みは、ネパールハビタットの推進している10万棟家作りキャンペーンに役立つだろう。これからも、持続的なご関心とご協力をお願いする次第である」とコメントした。

韓国特許庁は、今後も先進国と途上国間の知的財産格差の解消に向け、特許文献を利用し途上国が必要とする知識を伝える「知的財産分かち合いキャンペーン」を続けていく考えだ。

5-2 スマートフォンの無線充電、ゾーン時代がやって来る！

韓国特許庁(2013.5.2)

スマートフォン普及に伴い、長持ちできないというデメリットを克服するため、バッテリーの充電をどこでもいつでもすぐ出来る無線充電技術の特許出願が増加している。

韓国特許庁によると、スマートフォン無線充電技術の特許は、2008年41件にすぎなかったのが、2009年98件、2010年173件、2011年180件と増加している。

一般的に販売されている無線充電器は、機器に磁場をかけて電流を作る磁気誘導方式を採用している。しかし、充電器とバッテリーが接続しないと充電できないため、充電中には電話が使えないなどの限界があった。

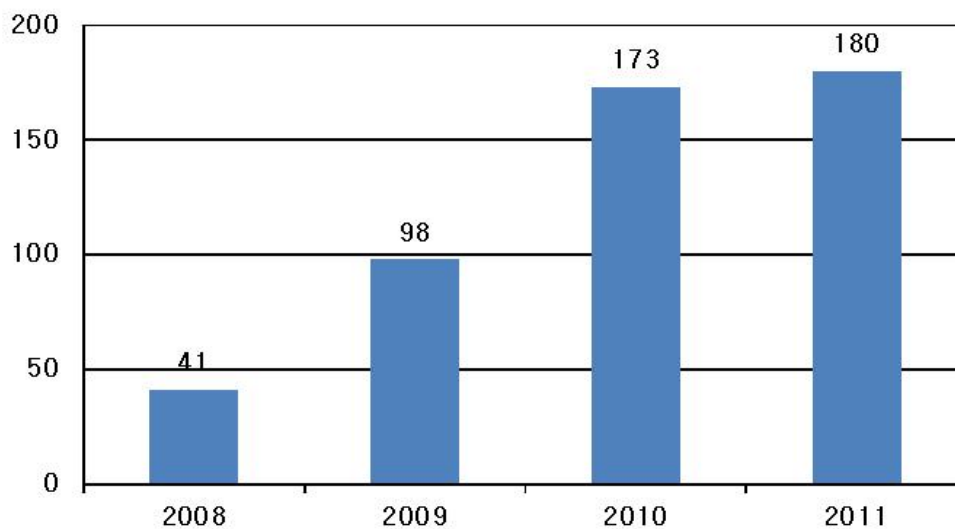
そのため、無線LANゾーンに行くとWi-Fiが使えるように、特定のゾーンに行くと充電が可能な磁気共鳴方式が脚光を浴びている。

2008年以降、磁気共鳴方式の特許出願の割合は、韓国大手企業が49%、海外企業が26%、韓国の個人を含めた中小企業5%、学校・研究機関が21%だ。

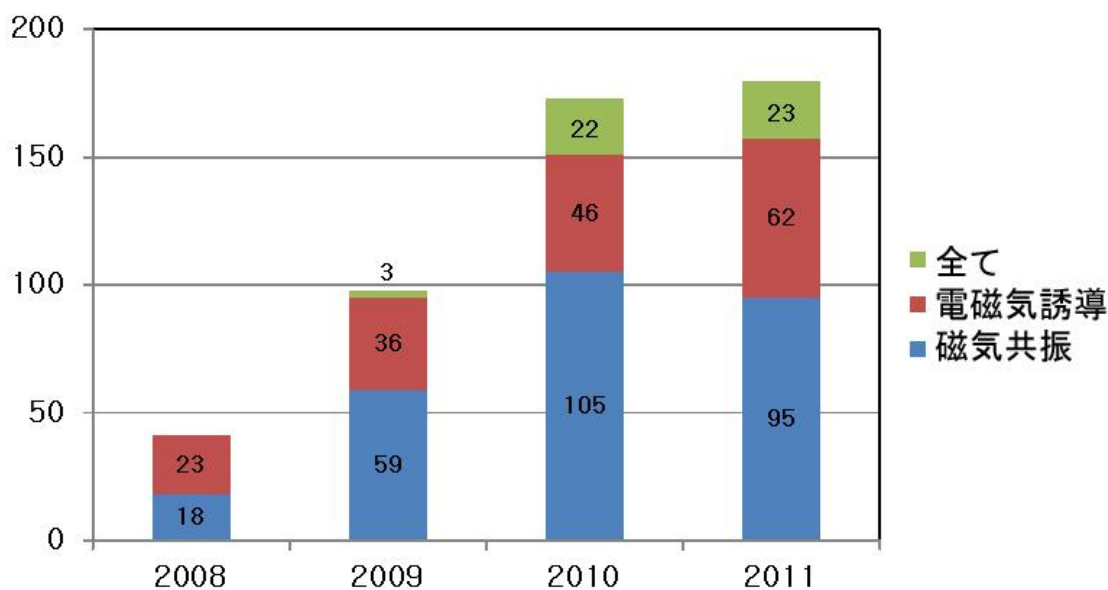
出願の半分を占める大手企業の技術の特徴は、機器と補正・コントロール関連技術が74%を占めている。特に、充電の効率と充電中の問題を解決するための補正・コントロール技術が多数を占めている。

韓国特許庁の関係者は、「磁気共鳴方式が商用化されれば、Wi-Fiゾーンのような無線充電ゾーンができ、新たなパラダイムになるだろう。そのための特許出願は続くのでは」という見通しを示した。

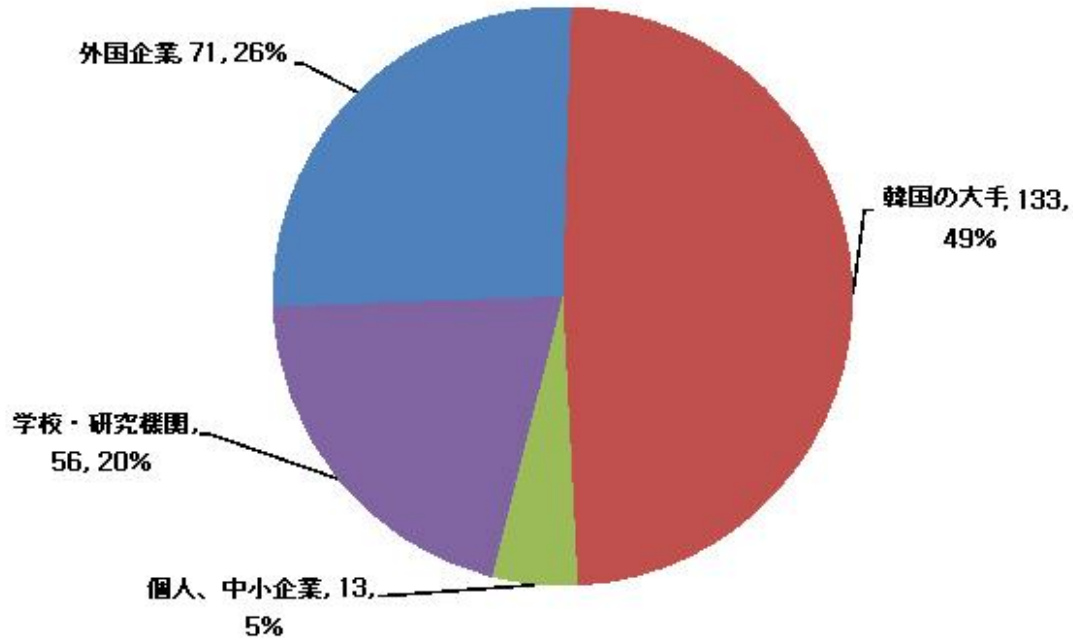
<添付1>スマートフォン無線充電技術関連の特許出願動向



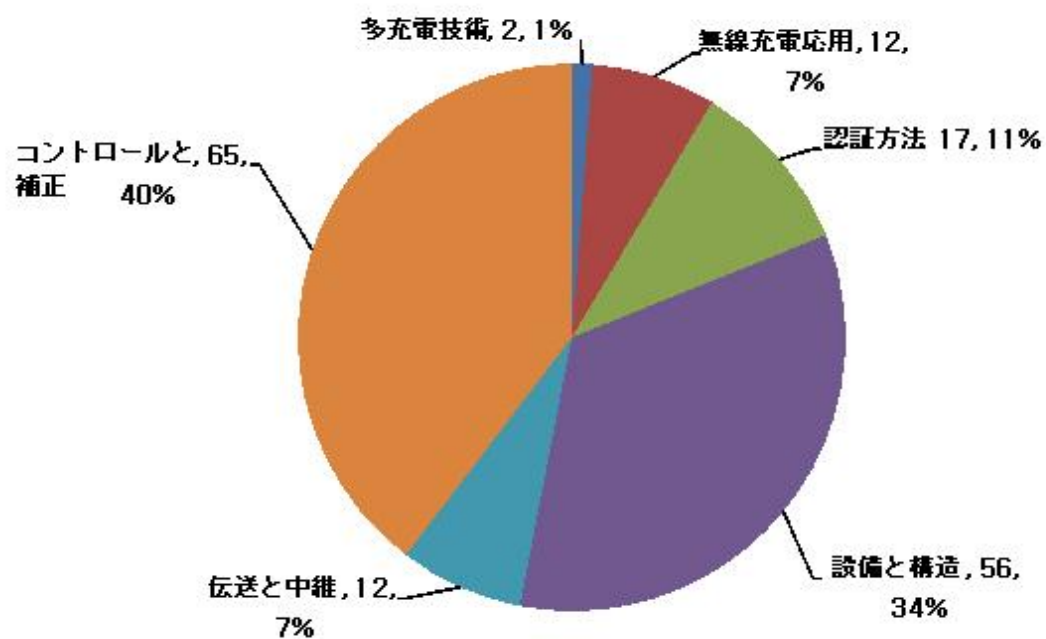
<添付2>無線充電方式別の特許出願動向



＜添付 3＞磁気共鳴方式の出願人属性別特許出願動向



＜添付 4＞大手企業の磁気共鳴方式の特許出願の技術動向



5-3 筋肉も認証！次世代コントローラー

韓国特許庁(2013.5.3)

映画マイノリティ・リポートを見た人なら、トム・クルーズが手の動きだけで画面を操作する場面に深い印象を受けただろう。このような動作認証は、人気ゲームコントローラーのキネクト(Kinect)を通じて普及されつつある。最近では、こうした特定の動作認識にとどまらず、人体の様々な情報を認識する技術の研究が積極的に行われている。

シリコンバレーの新興企業 **Thalmic Labs** 社は、リストバンド・デバイス「**Myo**」を発売する。これは、腕や指の筋肉の電位を読み取る技術を使い、ゲーム機やさまざまな装置を操作できる。

筋肉の動きを認識する技術は、医療分野でも積極的に研究されている。リハビリ医療機器メーカーの **Saebo** 社は、米国特許庁に関連技術を出願した。この装置は、筋肉の動きを読み取り、送り込まれた情報に基づいて装置が動く。

韓国特許庁によると、韓国にもこうした動きを認識するコントローラー技術の特許出願が大幅増加しているという。

年度別では、2008年までは毎年10件程度にすぎなかったが、2009年41件を機に地道に増加し、2012年には63件が出願された。

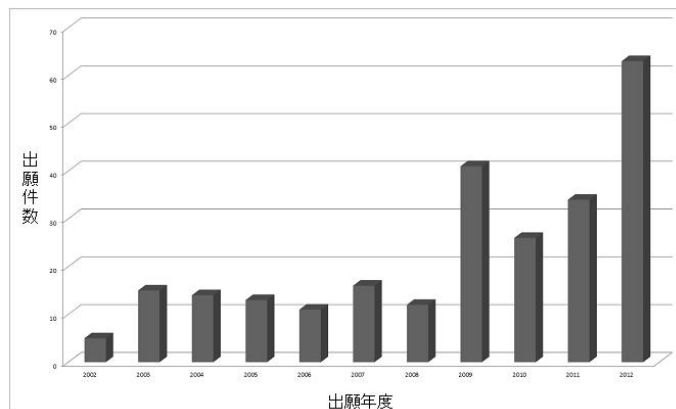
出願人は、大手企業と外国人がそれぞれ31%を占め、その他個人が6%、中小企業14%、学校・研究所が18%と全体的に均等な分布を示している。

国内に出願された技術を細かく分析すると、韓国の通信キャリアが出願している視線追跡を利用したユーザー・インタフェースがある。これは、ユーザーの目を撮影し、視線の角度を感知する。入力された情報に基づき、手の捜査が難しい時の入力手段となる。

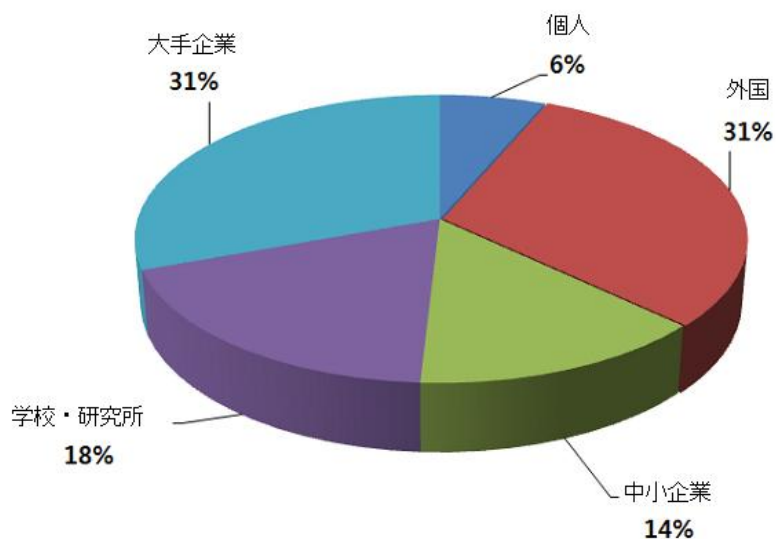
また、AOL社が2010年、韓国で特許を受けた筋肉感知仮想キーボードがある。指の動きを把握し、標準キーボードとマッピングしてその情報をスマートフォンに送り込む。キーボードを持っていなくてもタイポできる技術だ。しかし、スマートフォンの普及とともに、マウスに代表される従来の入力装置は、生体認識コントローラーのような新たな形態に変わっていくと予想される。

携帯の利便性と直観的かつ刺激的な情報入力に慣れている現代人のニーズに合わせた技術として、関連特許の出願も大幅増加していくとみられている。

<年度別の出願動向>



< 出願人属性別の動向(最近 10 年)>



5-4 ETRI 特許コーディネーター制度導入

電子新聞(2013. 5. 7)

ETRI が「特許コーディネーター制度」を導入する。

米国特許総合評価で 2 年連続 1 位となった韓国電子通信研究院(ETRI)は、特許経営に本腰を入れるため、知的財産権の専門担当者「特許コーディネーター」を育成すると 5 日に発表した。

特許コーディネーターは、研究院において発明評価業務を行い、研究課題別に知的財産の管理を行うほか、標準特許戦略を確立する役割を果たす。

具体的には、△お蔵入り特許の維持と放棄の取決め、△研究開発(R&D)の企画段階で特許情報調査と分析、△研究課題別に特化した特許出願戦略の確立・試行、△特許・技術のマーケティング・事業化の支援などといった内容だ。

ETRI は、研究部署と事業化本部(TLO)間の連携を通じ、部門別の技術特徴に合わせた特許の発掘、及び特許技術事業化推進システムを構成する方針だ。

今年 10 人をはじめ、2014 年 20 人、2015 年 30 人に増やしていく計画だ。

ETRI は、制度の導入の理由について、「研究院の知財創出規模に比べ、知財担当者の数が絶対的に足りないという問題を解消するため、独自で特許コーディネーターを育成することを決めた」と説明した。

実際に、ETRI の昨年の米国特許登録件数は 703 件と、米国マサチューセッツ工科大学(257 件)やカリフォルニア大学(415 件)を大きく上回った。特に、米国特許情報コンサルタント会社 IPIQ が世界の研究所・大学・政府機関など、237 の機関を対象に行った「米国特許総合評価」では、2011 年と 2012 年の 2 年連続世界 1 位となった。昨年、特許技術料を含めた技術料として 350 億ウォンの収入を上げ、特許経営にも積極的だが、知財担当者は非常に少ない状態だ。

ETRI は、専任級以上の希望者を対象に候補を選考、資格修得の基本教育などを 4～6 ヶ月の必須教育として受講させ、特許コーディネーターを選抜する予定だ。

優秀な評価を得た者は、大学の知財専門検索教育過程の履修機会(半年～1 年)を提供し、5 年以上の勤務者は、韓国・米国の弁理士、または技術取引士などの特許専門家として育成する案も考えられている。

また、毎年、厳重な業務評価を通じて特許コーディネーターの資格維持を決める。

事業化本部のヒョン・チャンヒ部長は、「特許コーディネーター制度の導入により、技術と知的財産の専門性を兼ね備えた知財担当者を育成することが可能になるだろう」と期待を示した。

<シン・ソンミ記者>

5-5 SK テレコム 端末 UI 特許確保に総力

電子新聞(2013.5.7)

SK テレコムがスマートフォンのユーザー環境(UI)関連特許を相次いで出願するなど、UI に関する知的財産権に力を入れている。ハードウェアのみならず、ソフトウェアと UI の重要性が高まっているためだ。

SK テレコムが特許出願した「T 簡単モード」は、スマートフォンの待ち受け画面をフィーチャーフォンのキーボードスタイルに変換して操作を簡単にできる技術だ。節電モード・シンプルモード技術の特許 2 件と、デザイン特許 1 件を出願した。また、「携帯電話安心バックアップ」を発売し、SMS・MMS を含めた端末データを他社の端末に転送する技術も特許と指定出願した。

SK テレコムが端末サービスに関連して特許を出願している理由は、特化されたサービスの模倣を防ぐためだ。スマートフォンの普及により、ハードウェアの競争において特別な技術を提示することが難しくなったが、搭載されたソフトや UI デザインはまだ開発の余地があるという判断があった。T 简单モードのようにサービス特許の出願を通じて競合会社のコピーを回避していると説明した。

SK テレコムはまた、こうした出願の理由について、「製造会社や従来のコンテンツ会社ができなかった部分まで、顧客の立場で開発できる柔軟性を我々が持っているためだ」と説明し、この戦略は現場で良い反応を得ていると紹介した。

従来までは代理店で端末を変更する時にデータの転送に 2 時間以上がかかったが、「携帯安心バックアップ」で 15 分に短縮した。T 简单モードを搭載した「Optimus LTE3」、ペンテックの「ヴェガ S5」も一日 300 台以上が販売されている。

SK テレコムは、端末サービス、UI 関連特許以外にも、この 1 年間、ネットワーク・ローミング・メッセージ関連のソリューションなど 13 件の特許を出願した。端末ソリューション特許は、顧客がサービス・UI のように、具体的な形態を見ることはできないが、データのスピードや使用性の改善など、最適化のために搭載されている技術だと説明した。SK テレコム関係者は、「スマートフォン端末が上方平準化され、スペックとデザインの差による競争は下火となりつつあるが、ソフトウェアの重要度は逆に高まっている。スマートフォンのソフトウェアと UI は、端末の競争力において重要な軸になるという見通しに基づき、その準備過程から関連特許を増やしている」と説明した。

<SK テレコムの端末特許出願の現状>

区分	件数	関連サービス
性能回線ソリューション特許	9	携帯安心バックアップ データ品質の改善 ローミング メッセージなど
UI 特許	3	T 简单モード 好きに決めるアイコン 3.0 など
デザイン特許	1	T 简单モード

<キム・ウォンベ記者>

5-6 モバイルカード出願が増加

韓国特許庁(2013. 5. 13)

最近、モバイルサービス市場が急成長し、スマートフォンに搭載されクレジットカードの機能をする「モバイルカード」関連の特許出願が増加している。

韓国特許庁によると、2007 年には年間 20 件にすぎなかったモバイルカード関連の特

許出願は、2012年49件と大幅増加したという。

国民の60%が保有しているほどのスマートフォンの普及にともない、モバイルカードも大衆化し、関連出願も増加したと分析される。特に金融会社の出願が増えていることも注目される。モバイルカードの利用額が2011年145億ウォンから2012年784億ウォンと5.4倍も規模が増加したため、金融会社が我先にとモバイルカードサービスを発売していることも背景としてあげられる。

実際に、モバイルカードへの転換による効果は様々だ。ユーザーは実物のクレジットカードを持っていなくても使用と管理が簡単にできる。カードを持っていないことで積み立てや割引を受けない場面もなくなる。サービス提供者は、1枚当たり200ウォン程度のカードの発給費用が省ける。昨年の1年間発給されたクレジットカードとデビットカードは、計2億312万枚で、それを全てモバイルカードに転換すると、最大408億ウォンのコストが削減できる。また、プラスチック利用の減少による環境保護や、スマートフォンを通じたリアルタイムのマーケティング効果まで期待できる。

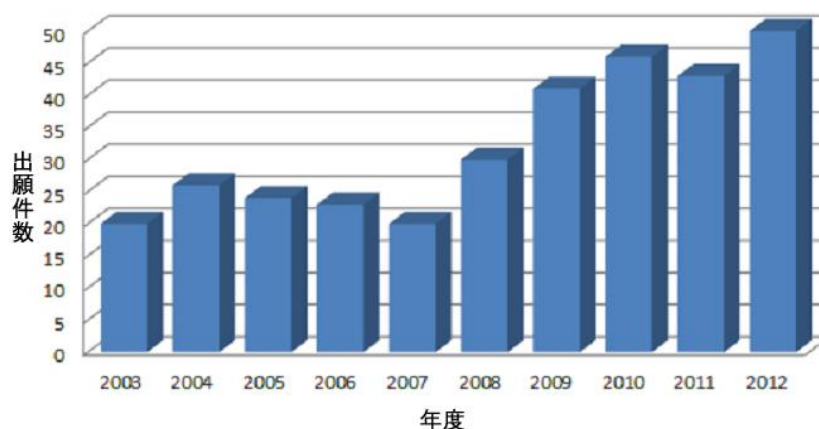
しかし、ネックもある。加盟店の追加決済機設置の負担、利用者の利便性向上、個人情報輸出の防止などは、解決しなければならない問題だ。

最近出願された技術は、その解決策を提示している。携帯電話にバーコード表示し従来のバーコードリーダー機でも決済が可能な技術や、予め決めておいた優先順位に沿って割引・積み立てを考慮し最適のカードを推薦する技術も注目される。セキュリティ強化のためのOTP(one time password)や生体認証技術が用いられた技術もある。

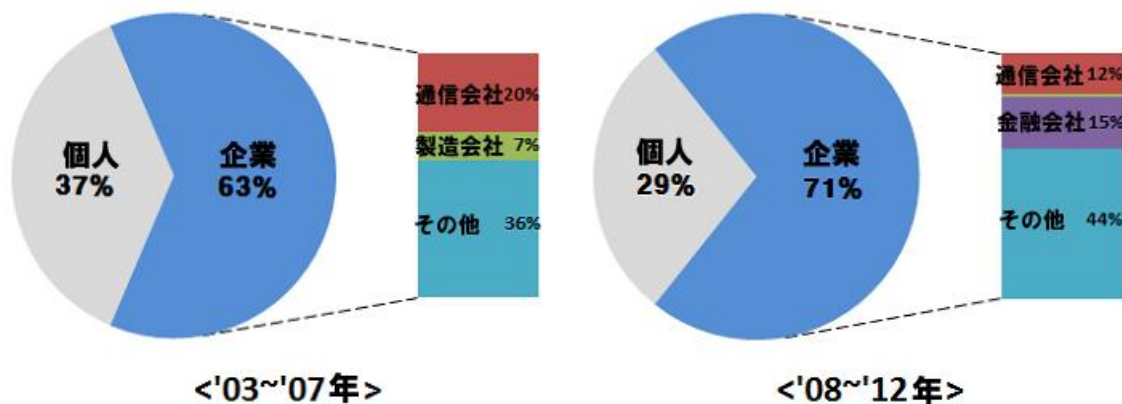
韓国特許庁の関係者は、「モバイルカードの普及にともない、技術の向上とセキュリティの強化に対するニーズが高まっている。市場での先行を狙い、金融会社を中心とした技術とサービスの競争がさらに激しくなり、モバイルカードサービス関連の特許出願も続くだろう」と述べた。

<最近10年間モバイルカード(モバイル財布)関連の特許出願の現状(2003~2012)>

モバイルカード/モバイル財布の特許出願



＜モバイルカード関連の特許出願人の分類(2003年～2007年と2008年～2012年比較)＞



5-7 [統計で見る知財] 中小企業の特許出願割合の動き

電子新聞(2013. 5. 14)

(※ジェトロ注：内容はあります。表のみとなっております。)

	2009	2010	2011	2012
割合	19.5%	19.1%	17.6%	15.7%

＜クォン・ドンジュン記者＞

5-8 次世代自動車の特許 サムスンとLGが寡占

電子新聞(2013. 5. 14)

電気自動車やハイブリッドカーなど、電力基盤自動車の特許出願におけるサムスンとLGの割合が40%に迫るといふ。韓国のエコカー特許3件の1件はサムスンとLG系列の電子・素材会社が出願していることになる。韓国が次世代のエコカー市場をリードしていくためには、現代自動車とサムスン・LG間の密接な連携が必要だといふ声が出ている。

2000年から2010年まで、韓国に出願された電力基盤自動車関連特許のうち、サムスン・LG系列の企業が出願した特許は、計580件だ。他の韓国メーカーや内国人が出願した関連特許(1623件)のうち35.7%を占める。メーカー別では、LG化学が268件を出願し16.5%を占めている。その次にサムスンSDIが187件と11.5%を占めた。LG電子は81件(5%)、サムスン電子は44件(2.7%)の特許を出願した。

現代自動車は同期間中、803件(49.5%)を出願し半分近くを占めている。現代自動車とサムスン・LG系列の会社の割合を足すと85%を超え、韓国の完成車と電子・素材企業が電力基盤自動車の技術開発をリードしているということになる。

電力基盤の自動車は、純粋な電気自動車、ハイブリッドカー、プラグイン・ハイブリッドカー(PHEV)、水素燃料電池自動車を含める。特に、エンジン基盤ではなく、電気動力を基盤に駆動するエコカーが次世代自動車市場の成長エンジンとして注目されている。サムスン・LG 系列会社は、モーターやバッテリーなどの部品開発に力を入れている。業界の関係者は、「2006 年からの国際的な原油高により、韓国メーカーの特許出願が増加し始めた。我々が次世代エコカー市場で先行するためには、完成車と電機、素材メーカー間での協力が必要だ」と指摘した。

2010 年の電力基盤自動車の特許出願は、2000 年(262 件)より 3 倍も増えた 779 件と史上最大となった。エンジン基盤自動車の特許出願は減少していることとは反対の動きだ。2000 年 3425 件のエンジン基盤自動車の特許は、2010 年 2532 件と 26%減少した。

< 電力基盤自動車メーカー別の特許出願件数と割合 >

(資料：自動車部品研究院、出願期間：2000 年～2010 年)

区分	出願件数	割合(%)
現代自動車	803	49.5
LG 化学	268	16.5
サムスン SDI	187	11.5
LG 電子	81	5.0
サムスン電子	44	2.7
ETRI	32	2.0
KAIST	28	1.7
その他	180	11.1

< ヤン・ジョンソク記者 >

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム